

平成29年8月22日

建設業者の皆様へ

総務部財政課

建設工事における社会保険等未加入対策の実施について

技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善等の取組が適切に行われるよう当町においても、平成29・30年度建設工事入札参加資格追加受付より社会保険等への加入を要件とし、加入が確認できない場合は申請を受理しないことといたします。(法令等により適用が除外されている場合は除く。)

なお、確認方法、その他未加入対策として下記のとおりとなります。

記

【社会保険等加入状況の確認方法】

経営事項審査の結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄にひとつでも「無」がある場合に社会保険等未加入業者とみなします。(3つの欄すべてが「有」又は「除外」の場合に加入業者とみなします。)

【未加入対策】

入札参加資格申請における要件化

下請負人について施工体制台帳等による加入状況確認